

係留料(港湾の設置及び管理等に関する条例抜粋)

港湾名	施設名	利用の期間 単位 利用者 船長	1 箇月未満		1 箇月以上 1 箇年未満		1 箇年	
			1 日		1 箇月		1 箇年	
			県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者
真鶴港	南物揚場	6メートル以下のもの	1,340円	1,630円	21,810円	26,200円	237,990円	285,580円
	北物揚場	6メートルを超え6.5メートル以下のもの	1,630円	1,950円	28,320円	33,920円	309,240円	371,090円
	第一物揚場	6.5メートルを超え7メートル以下のもの	1,800円	2,250円	31,500円	37,870円	343,950円	412,770円
	第三物揚場	7メートルを超え7.5メートル以下のもの	2,090円	2,560円	34,990円	41,970円	381,700円	458,100円
	第六物揚場	7.5メートルを超え8メートル以下のもの	2,560円	3,010円	38,780円	46,510円	423,390円	508,130円
	南船揚場	8メートルを超え8.5メートル以下のもの	2,850円	3,470円	43,780円	52,580円	477,800円	573,320円
	北船揚場	8.5メートルを超え9メートル以下のもの	3,310円	3,910円	49,090円	58,950円	535,410円	642,440円
	船舶修理施設	9メートルを超え9.5メートル以下のもの	3,470円	4,220円	52,880円	63,500円	578,010円	693,680円
		9.5メートルを超え10メートル以下のもの	3,760円	4,520円	56,810円	68,170円	619,720円	743,550円
		10メートルを超えるもの	3,760円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに270円	4,520円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに420円	56,810円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに3,910円	68,170円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに4,520円	619,720円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに	743,550円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに49,560円を加算した

			を加算した額	を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	41,360円 を加算した額	額
--	--	--	--------	--------	---------	---------	-------------------	---

- 備考
- 1 船舶及びその附属器具の保管料は、含まない。
 - 2 県内に住所を有する者及び県外に住所を有する者の判定は、利用承認の日における現況による。
 - 3 利用の期間が4時間に満たない場合における係留料は、1日の係留料の額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
 - 4 利用の期間が1日に満たない場合（4時間に満たない場合を除く。）又は1日に端数がある場合は、1日として計算する。